



みのる法律事務所便り
第 2 7 7 号
平成 2 5 年 5 月

みのる法律事務所
弁護士 千田 實

〒 021-0853

岩手県一関市字相去 57 番地 5

TEL : 0191-23-8960

FAX : 0191-23-8950



みのる法律事務所 <http://www.minoru-law.com/> [✉ minoru@minoru-law.com](mailto:minoru@minoru-law.com)



Gift of Life (命の贈りもの)



今日 (5月25日)、母の33回忌の法要をしました。私の命は、父と母から贈られたものです。まさに、**Gift of Life (命の贈りもの)**です。その命を贈ってくれた母の33回忌を、兄弟を中心に和やかに執り行ってきました。母は、享年64歳でした。私は、もう母の年を超えました。しかも、7年も超えたことになります。そのことに気付き、ビックリしてしまいました。

父母からの贈りものである私の命ですが、ここまでやれてきたのは、父母だけではなく、多くの皆さんからの贈りもののような気がします。昨年 (平成24年、2012年) 6月28日に、妻から腎臓をもらいました。ドナー (腎臓提供者) の妻から、レシピエント (腎臓をもらう者) の私が、**生体腎移植手術**を受けました。その結果、私の命は蘇りました。それまで、私の腎臓は2%しか働かなくなっており、そのままではいつ死んでもおかしくない状態でしたが、人工透析装置という機械によって、1年3か月間生かしてもらいました。その後、生体腎移植を受け、今度は妻からもらった腎臓で生かしてもらっています。私の命は、機械や人の臓器によって生かされています。ドクターをはじめとする医療関係者、私を支えて下さっている多くの皆様のお陰で生きています。まさに、**Gift of Life (命の贈りもの)**を受けて、生かしてもらっているということになります。

Gift of Life (命の贈りもの) を頂戴し、感謝の思いは筆舌に尽くすことはできないほどです。言葉で表現することは、とてもできません。行動で、生き方で、感謝の気持ちを示す外に方法はないと考えています。

そんな思いを込めて、今年 (平成25年、2013年) の元旦に、

コツコツと 無理 無駄 斑なく 重ねたし
もらいし命 いかすためには

平成25年1月1日

あおぞらうきよのすて
青空浮世乃捨

黄色い本、いなべんの本は、有限会社エムジェエムの他、下記書店でも好評発売中です。

宮脇書店気仙沼本郷店 〒988-0042 気仙沼市本郷 7-8 TEL: 0226-21-4800
[amazon.co.jp](http://www.amazon.co.jp/) <http://www.amazon.co.jp/> ~ 送料無料 ~

という狂歌を詠よみました。言葉で言い尽くすことはできないほど、「ありがたい」という気持ちで一杯です。言葉で言い尽くせなければ、行動や生き方で示すという決意をしています。行動と言っても、生き方と言っても、特別なことはできません。ただコツコツと地道な努力を続け、恩返しを積み重ねたいと思っています。

幸い、私は生体腎移植後の経過が良く、生体腎移植手術後、間もなく11か月が経過することになりますが、ほとんど健常者と変わらない生活ができています。10年振り位に弁護士業も完全復活という状態になりました。地道な努力はできそうです。嬉しくて、ありがたくて仕方ありません。「地道」とは、目立たない努力を積み重ねることですが、それができるかは健康次第ということになります。お陰様でそれができそうです。こんなに嬉しいことはありません。

しかし、ドナー（腎臓提供者）の妻の方が、手術後しばらくの間、手術前の元気はつらつとした姿には戻れず、心配しました。徐々に元気を取り戻し、4月からは大学に入学し、栄養学の基礎的勉強を開始しました。朝早くに学校に出向き、夕方家に帰ってくるや否や予習・復習を始めるなど、本当に一生懸命です。夕食時間以外は、ほとんど勉強に没頭しています。その姿を見るにつけ、私は心の底からほっとしています。妻は、4月21日で満56歳になりました。56歳の大学1年生ということになります。入学式では、「入学生の席にいたら、『父兄はこちらの席です』と声を掛けられた」と言って笑っていました。

妻から腎臓をもらい、お陰様でレシピエント（腎臓をもらう者）の私の方は健常者となり、バリバリ仕事や執筆ができるようになりましたが、腎臓を提供してくれた妻の方が元気がなくなってしまったのは、喜んでばかりはいられない心境となります。ドナーとレシピエントの関係は、共に腎移植前より生活内容が向上することが理想であることはいまでもありません。レシピエントの状態は良くなったが、ドナーの生活レベルが落ちたというのでは喜べません。せっかく腎移植を受けたのに、ドナーもレシピエントもよくないということになっては最悪です。

つまり、せっかく腎臓をもらったのに、再び人工透析療法に戻らなければならないなどということになってしまったら、ドナーとしても、何のために自分の腎臓を提供したかわからなくなってしまいます。腎臓をもらった方も、大きな手術までして改善されなかったら、がっかりしてしまいます。それでも、腎臓をもらった方としては、手術前に戻ったというだけです。「ダメもと」となりますが、腎臓提供者の方は、「ダメもと」では済みません。腎臓を提供した意味が全くなくなってしまいます。ただ「腎臓一つを失った」というマイナスの結果だけが残ってしまいます。「何のために自分の腎臓を提供したのか」という気持ちになりかねません。



腎臓をもらった者としては、腎臓を提供してくれた人に対する感謝の気持ちを表す方法として最も適切なことは、健常者と変わらぬ健康を取り戻し、バリバリ働き、社会的活躍をし、「腎臓をあげて良かった」と思ってもらうことではないでしょうか。ドナーは、そのようなレシピエントの姿を見て、「腎臓をあげて良かった」と心の底から思えるのではないのでしょうか。腎臓を提供するについては、誰だって迷いもあると思いますが、レシピエントの元気な姿を見て、「腎臓をあげたことは、間違いのないことだった」と思ってもらうことが、何より大事ではないのでしょうか。ドナーが腎臓を提供したことを、誇りに思えるようになってもらうことではないのでしょうか。

私の場合は、妻から腎臓をもらい、弁護士業にも完全復活した上、妻と一緒に『患者とその妻の腎臓病体験記』も『ダイジェスト版』を入れて、すでに6冊の原稿を書き上げることができました。そんな私の姿を見て、妻は「腎臓をあげて本当に良かった」と言ってくれています。腎臓をもらった者としては、そう言ってもらうことは本当に嬉しいことなのです。「腎臓をもらって本当に良かった」と思います。

私は手術後、半年位は、妻が以前のような元気をなくした姿を見て、「腎臓をもらって申し訳なかった」という気持ちが時々湧いていました。正直、つらい気持ちでした。それが徐々に元気になり、大学にまで入学し、勉強している姿を見ていると、ほっとした気分になります。それだけに止まらず、腎臓を提供したことで、妻も「生まれ変わった気分だ」と言って、大学に入学しました。妻も腎臓を提供したことによって、それまで以上にはっきりした目的を定めて、力強い生き方を開始してくれたのです。腎臓をもらった身としては、こんなに嬉しいことはありません。

腎臓をもらった方が、Gift of Life (命の贈りもの) をもらったということは誰にもよくわかりますが、腎臓を提供した妻の方も、新しい生き方を見つけ出したということは、予想を超える成果です。言い方によっては、腎臓を提供した妻の方も、これまた Gift of Life (命の贈りもの) をもらったと言えないこともないような気がします。

腎臓を提供したドナーも、腎臓をもらったレシピエントも、Gift of Life (命の贈りもの) をもらえたら、こんなに良い結果はありません。腎移植によって、腎臓をもらった夫も腎臓を提供した妻も、「新しい命」、「新しい生き方」をもらったのです。レシピエントのみならず、ドナーも生体腎移植によって、「新しい命」、「新しい生き方」をもらったのです。これこそ、究極の Gift of Life (命の贈りもの) ではないでしょうか。



「^{そうじょう}相乗効果」という言葉があります。「二つ以上のものが同時に作用することによって、それぞれの合計よりもはるかに大きな効果をあげられること」（角川必携国語辞典）です。「相乗」とは、「二つ以上の数量をかけあわせること」ですから、掛け算ということです。「 $4 + 4 = 8$ 」ですが、「 $4 \times 4 = 16$ 」となります。ドナーの力が4、レシピエントの力が4だとしますと、足し算ですと8ですが、掛け算ですと16となります。ドナーとレシピエントの力が相乗されると、足し算よりも大きな力が出るのがわかります。これが「相乗効果」です。

レシピエントの私は、ドナーの妻から腎臓をもらって、腎臓の機能は2%（0.02）から70%（0.7）に上がりました。妻は、100%（1.0）から70%（0.7）に下がりました。単純に足し算をしますと、腎移植前は「 $0.02 + 1.00 = 1.02$ 」ということになります。腎移植後は「 $0.7 + 0.7 = 1.4$ 」となります。単純に合計しても、腎臓の機能は上昇しています。

QOL（生活の質）は、夫は10倍位に上がっています。妻は、一時はつらい時期もありましたが、今は大学に通うほどで、手術前よりも少なく見ても2倍位になっています。ですから、これを合計しますと、「 $10 + 2 = 12$ 」となります。

相乗効果がありますので、「 $10 \times 2 = 20$ 」となりますから、私達夫婦のQOL（生活の質）は20倍位に膨れ上がっていると思います。

これが逆に、せつかく腎移植を受けたのに改善されず、私は再び人工透析療法に戻らなければならないなどということになってしまいますと、私のQOL（生活の質）はさらに下がり、腎移植前の0.5位となったりし、妻も腎臓をなくただけということになり、0.5位に下がってしまいます。これだと、二人のQOL（生活の質）は「 $0.5 \times 0.5 = 0.25$ 」となり、相乗効果どころか、大きく後退してしまうこととなります。私は、このようなマイナスの関係を、「相乗無効果」とか「マイナス相乗効果」と呼んではどうか、などと考えています。

このような関係は、ドナーとレシピエントの関係に止まらず、夫婦間、上司と部下、恋人同士、先生と生徒など、あらゆる人間関係において言えそうです。互いに、自らを磨き、相手の役に立てるようにすることが、相乗効果を発揮し、大きな成果を上げることになると思います。逆に、足の引っ張り合いをすると、互いのQOL（生活の質）が落ちてしまいます。「相乗無効果」、「マイナス相乗効果」となってしまいます。そのような関係なら清算し、それぞれ別な道を歩いた方が良いということになりそうです。

「相乗効果」となるか、「相乗無効果」、「マイナス相乗効果」となるかは、「**互いの思いやりと地道な努力**」ではないでしょうか。



『憲法の心』 — 今、再び憲法改正議論



平成25年（2013年）4月17日の読売新聞には、「憲法考」という特別面がありました。そこには、安倍晋三首相がインタビューに答えた内容が掲載されています。

安倍首相は、「私はずっと憲法改正論者でした。理由は3つあります。1つは憲法の制定過程に問題がある。2つ目は、憲法が制定されてすでに60有余年たち、中身が時代に合わなくなっている。3つ目は、明治憲法は（君主が定めた）^{きんてい}欽定憲法、昭和憲法はいわば占領軍が作ったもので、まだ私たち自身の手で憲法を作ったことがない。自身の手で新しい憲法を作っていく、この精神こそ、時代を切り開いていくと信じています」と最初に述べています。

私は、平成18年（2006年）11月30日に、『田舎弁護士の大衆法律学—憲法の心— 改正権者のあなたに知ってほしい』（発行所：本の森）という本を発刊しております。その中に、「第8章 日本国憲法は、改正についてどう考えているのか」という章があります。その章では、

1. 今、憲法改正の議論はどうなっているのか。
2. 「憲法の心」と「政治の心」は、同じか。
3. 憲法改正は、どのような手続でなすのか。
4. 日本国憲法は、どのようにでも改正できるか。

について述べています。



私も、自分の書いたものですが、改めて読み直してみました。その中で、『憲法の心』は、単に現実の問題を解決すればよいというものではなく、過去の反省と未来の理想を掲げるものである。これに対して、『政治の心』は、現実の問題をどうしたら都合良く解決できるかという心であり、『憲法の心』と『政治の心』とは、本質的に違うものである」ということを指摘しています。今、見直してみても、その考えには全く変わりがありません。

今回は、前記4項のうち、「1. 今、憲法改正の議論はどうなっているのか」と、「2. 『憲法の心』と『政治の心』は、同じか」の部分を転載しますので、お目を通していただければ幸甚です。

現在の政治状況は、私が『憲法の心』を発刊した時と同じ状況です。首相も安倍氏であり、同じです。今、『憲法の心』をお読みいただくことは無意味ではないと思います。『憲法の心』に興味のある方は、**有限会社エムジェエム出版部・泉洋美**（TEL:0191-23-8960）宛にご一報下さい。

第8章 日本国憲法は、改正についてどう考えているか。

1. 今、憲法改正の議論はどうなっているのか。

平成17年（2005年）10月28日、自民党は立党50年を機に、首相を最高指揮者とする自衛軍の保持を明記した新憲法草案を決定した。11月22日の記念大会で発表し、今後、これを基に憲法改正を目指すとのことである。

自民党のホームページには、「憲法改正のポイント ―憲法改正に向けての主な論点―」というタイトルで次のようなことが掲載されている。

- 1 美しい日本語で書かれた前文に
- 2 「現実の平和」を創造し、非常事態に備える
- 3 新しい時代に即した「新しい人権」を
- 4 「公共」とは、お互いを尊重し合うなかまのこと
- 5 緊張感をもって切磋琢磨する、統治機構のしくみ
- 6 現実に即した憲法の規定に



自民党は、立党50周年を機に新憲法草案を決定した。しかし、憲法改正は政党のおもむく思惑によってなされるべきものではない。国民が憲法改正の必要を感じ、その声が国民の大勢となった場合に初めて問題とされるものである。

憲法第99条は、「天皇または摂政及び国务大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」と定めている。

国会議員である自民党議員が、自民党立党50周年を機に新憲法草案を決定したなどということは、この憲法第99条の趣旨に反しているとさえ言えそうである。

日本国憲法は、昭和21年（1946年）11月3日に公布され、翌昭和22年（1947年）5月3日に施行された。以来、今日まで60年の時が流れた。この間、国民の間から「憲法を改正しなければならない」という声が湧き上がったであろうか。国民からそのような声は湧き上がってはいない。

自民党は、立党50周年を機に新憲法草案を決定し、ホームページなどを通じて自民党新憲法草案を国民に浸透させようとしている。

前記ホームページでは、「自民党がつくる憲法は、国民しあわせ憲法です」などと言ったり、「憲法改正に国民の8割が支持」と言ったり、「日本国憲法は一度も改正されていない。世界中で極めて異例な憲法だ」などと宣伝している。

これを素直に読むと、日本国憲法は「国民しあわせ憲法」ではないものであり、一度も改正されていないのは間違いであり、国民の大多数が改正を支持しているが如くに読める。私は、このような見方には賛同できない。

日本国憲法制定以来60年間にわたり何らの改正もされなかったということは、国民の多くは改正の必要をこれまで感じなかったことを意味する。本当に改正の必要があれば、国民から声が出るはずである。細かいことはともかく、大筋において国民は日本国憲法を支持しており、改正の必要を感じてはいない。

然るに、自民党が新憲法草案を決定した狙いはどこにあるのであろうか。

右ホームページには「憲法を通じて、国民の中に自然と愛国心が芽生えてくるような、そんな新しい憲法にしなければならぬと考えています」とあるように、憲法を改正して愛国心のある国民を育てようとしている。

その本当の狙いはどこにあるかであるが、「憲法第9条の改正」にあることは間違いない。

憲法第9条を改正して、日本国も軍事力を持てるようにしようというのが立党50年の自民党の狙いであることは明らかだ。



自民党新憲法草案は、前文で「国や社会を自ら守る責務」を謳うなど、公益重視の色彩が濃い。

概して言えば、個人主義を排して全体主義を前面に掲げている傾向が見られる。憲法や法律で国民に愛国心を強制するなどということは、国家権力が国民大衆を縛る結果になる。そのことは歴史が証明している。

憲法改正を唱える人の多くは、現行憲法第9条第2項の「戦力不保持」の規定を削除し、現在の自衛隊を自衛軍として憲法上認めなければならないという考え方に立つ。

ここにこそ、憲法改正を唱える者たちの狙いがある。それに連なって、「愛国心」とか「権利を享受する代償として義務を負え」などという考えが生まれてくる。

現行日本国憲法は、「国民主権」、「平和主義」、「人権尊重」を三大原理としている。この原理を変更するなら、これは憲法の改正ではなく「憲法の自殺」である。

前記のとおり、現行憲法は制定以来60年を経過し、国民に理解され支持されてきた。少なくとも、国民は現行憲法の「国民主権」、「平和主義」、「人権尊重」という三原則を理解し、これを支持し、その恩恵を享受してきた。国民は、憲法改正の必要を心の底から感じてはいない。

前記自民党のホームページは、

平成16年(2004年)2月中旬から3月初旬にかけて読売新聞がおこなった全衆議院議員アンケートによると、「あなたは、今の憲法を改正する方がよいと思いますか、改正しない方がよいと思いますか」との問いに対し、「改正する方がよい、83.2%。改正しない方がよい、10.1%。その他・答えない、6.7%」

平成15年(2003年)12月実施の全国世論調査会・憲法に関する世論調査において、「憲法の見直しについて、あなたはどのように考えますか」という問いに対し、「改正に向けて積極的に議論すべきだ、24.6%。議論した結果、改正することがあってもよい、56.6%。議論は構わないが改正の必要はない、10.9%。改正すべきでなく議論の必要もない、2.9%」





この事実は、現在、憲法改正する環境が整ってきており、多くの国民がそれを望んでいるということです。

としている。

しかし、これは我田引水がでんいんすいてき的な解釈である。国民の多くは、憲法改正問題を議論することまでは反対していないが、憲法改正を望んでいるとするのは明らかに誤りだ。憲法改正を望んでいるのは、アンケート結果によると「衆議院議員の多く」というだけのことに過ぎない。

憲法制定権は国民にある。憲法改正権も国民にある。国民は、自らが憲法制定権者であり、自らが憲法改正権者であることを深く自覚し、憲法改正議論の内容・実態を十分に把握した上で憲法改正議論に加わらなければならない。

国民は、まず何よりも憲法の心を知って、憲法改正を議論してほしい。憲法の心を、憲法制定権者であり改正権者である国民に知ってほしくて、本書を書いている。

2. 「憲法の心」と「政治の心」は、同じか。

自民党の新憲法草案に関するホームページには、その狙いは「現実の平和を創造し、非常事態に備える」とか、「現実に即した憲法の規定に」とか書かれている。つまり、自民党新憲法草案は、日本国憲法は「現実に即していない」という考えに基づいている。

「現実の平和」とは何を指すのであろうか。多分、北朝鮮によるミサイル発射実験や核爆発きょうい実験に対する脅威きょういに対し、どのように対応しなければならないかという問題を強く意識しているものと思われる。

たしかに、北朝鮮がミサイル発射実験をしたことも、核爆発実験を行なったことも「現実」である。だから、この現実に対し対応策を講じなければならないと考えるのは、政治家として当然の考えであり、義務でもある。

「政治」とは、人間が集団として生きていくために必要な権力・支配・政策・



自治などの活動であり、このような活動は現実の問題に即して対応していかなければならないことは明白である。

自民党のホームページによれば、前記全衆議院議員アンケートによると、全衆議院議員の83.2%が「憲法を改正した方がよい」と答えたとのことであり、今、政治家の多くは憲法改正を考えているようである。

それが、北朝鮮の脅威に対する政治家の多くの考え方ということになるだろう。それが、現在における「政治の心」と言えるのかも知れない。

「憲法の心」は「政治の心」と同じであろうか。私は、「憲法の心」は「政治の心」と同じではないと確信する。日本国憲法は、過去の反省と未来の理想の下に創られた。単に、現在の状態に対応するというだけに創られたものではない。

日本国憲法前文には、「政府の行為によって再び戦争の惨禍さんかが起こることのないようにすることを決意し、この憲法を確定する」と謳っている。つまり、この憲法は過去の反省に基づいて創られたものであることをまず以て宣言している。

さらに前文は、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高すうこうな理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」とした上、「われらは、平和を維持し、専制と隷従れいじゆう、圧迫と偏狭へんきょうを地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う」と謳った。

ここには、未来の理想に向かう「日本国憲法の心」が高らかに宣言されている。

つまり、日本国憲法は、過去の反省と未来の理想との下に創られているのであり、過去の反省する心と未来の理想を追求する心とによって創られているのである。

現実には、過去の反省や未来の理想とは異なる場合が往々にしてある。その場合、過去の反省や未来の理想だけでは現実の問題解決が難しいということは考えられなくはない。

しかし、現実の問題を解決するために過去の反省を忘れてたり、未来の理想を捨て去ったりしてはならない。もし、現実だけを見てその問題解決に都合のよい法律を創ったり、法解釈をしたりすれば、「憲法の心」は踏みにじられることになる。

政治の世界は、多数決原理が働く。多数決によって法律が創られたり、廃止さ

れたりする。しかし、憲法の基本原理、即ち国民主権、平和主義、基本的人権の保障は、多数決によって廃止することは許されない。憲法の基本原理を廃止することは、憲法の自殺行為である。

日本国憲法は、国民主権、平和主義、基本的人権の保障をこの憲法の基本原理として掲げているのであり、この原理は、例え憲法改正の手續を踏んだとしても許されない。それが「憲法の心」である。

政治の世界は、多数決原理が働く。先般の郵政民営化問題においては、参議院では否決されたが小泉首相は衆議院を解散し、民意を問い、その選挙において大勝した。その結果、郵政民営化を衆参両議院において多数の賛成を得てこれを成立させた。

このような手法が憲法改正において許されるか、大いに疑問である。殊にも、その改正内容が国民主権、平和主義、基本的人権の保障に関わる場合においては、政治の世界ではそういうやり方があるとしても、「憲法の心」はそれを許さない。もしそのようなことをすれば、それは憲法改正ではなく、憲法改正に名を借りた「日本国憲法の廃止」である。

日本国民は、日本国憲法の廃止を望んでいるであろうか。私は、そうではないと確信する。「憲法の心」は、それを許しているであろうか。私は、そうではないと確信する。

前項でも述べたが、平成15年（2003年）12月実施の全国世論調査会・憲法に関する世論調査において、国民の大多数は改正を議論することには賛成しているが、憲法を改正すべきだとまでは言っていない。

ましてや、日本国憲法の国民主権、平和主義、基本的人権の保障に関わる改正を望んでいるなどということはどこからも窺^{うかが}われない。

もし、国民主権をやめようとか、平和主義を捨てようとか、基本的人権の保障はしなくてもよいなどという改正案を国民に提案した場合には、これらは国民に受け入れられないことは間違いない。

日本国民は、日本国憲法の基本原理についてはこれを容認し、過去60年間にわたり改正の必要を訴えてはいない。それが「日本国民の心」だ。

「日本国憲法の心」は前述のとおりであり、日本国憲法の基本原理を廃止する



ことは許していない。

政治の世界においては、現実問題を優先させて考えなければならないという面があることは理解できるが、その現実問題を解決するために、過去の反省を忘れ、未来の理想を捨て去っては、ご都合主義と言われても仕方がない。

北朝鮮の脅威に対する現実の対応策として、憲法第9条第2項の「戦力不保持」の規定を廃止し、自衛軍を認めるべきだとの考えが多く政治家によって主張されているが、これは誠に付け焼き刃的な発想である。

政治の世界においては、現実の問題をどのように乗り切るかという考えで行動するのはやむを得ない一面を持っている。国会において多数決原理の下に憲法改正案が発議されることもあり得る。

しかし、国民は政治的発想によって憲法改正問題を考えてはならない。憲法改正問題は、郵政民営化問題とは根本的に異なる。殊にも、日本国憲法の基本原理に関わる改正問題となれば、これはもう日本国民の生死、幸福追求の権利に直接関わる問題である。「今、こうした方が都合がよい」などという発想で対応すべきではない。

例え国会が憲法改正案を発議しても、日本国民は、国民投票においてそれを否決することができる。日本国民は、憲法の制定権者であり改正権者である。日本国民は、「憲法の心」に沿って決しなければならない。

日本国民は、マインドコントロールされて日本国憲法の基本原理を廃するような憲法改正案を承認してはならない。日本国民は、日本国憲法が過去の反省と未来の理想の下に創られているという日本国憲法の心を確認、一時の都合により安易に憲法改正を承認してはならない。

「愛国心」とか「国を守る」という言葉は、国民の心に抵抗なく染み込むかもしれない。殊にも、戦前の国粋主義^{こくすい}、即ち自分の国の伝統や文化が他の国よりも優れていると信じ込み、それを頑なに守ろうとする考えや、軍国主義^{かたく}、即ち軍事力を強め、戦争によって他国を侵略し、国力を伸ばそうとする考えを知らない若年層においてはその傾向が強くあろう。

しかし、「愛国心」とか「国を守る」という言葉には、国粋主義や軍国主義に逆戻りする危険性が含まれていることを知らなければならない。

